

清田区 土木センター便り

第89号

令和8年9月発行

今年度も改めて…

生活道路除排雪の試験施工を行います。

生活道路（住宅街の道路）では、これまで地域と札幌市が費用を負担しあうパートナーシップ排雪を実施してきましたが、生活道路の除排雪作業は多くの課題を抱えています。

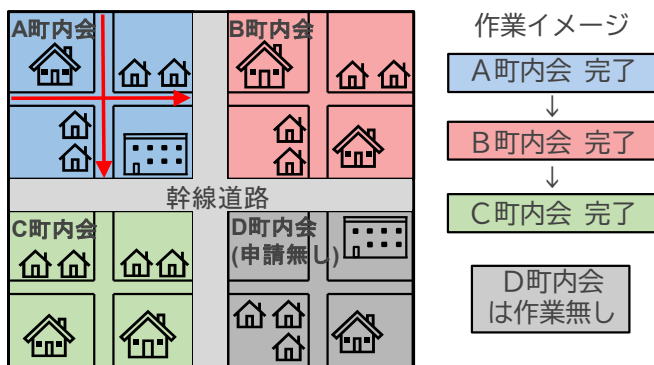
昨年度は大雪による緊急排雪の実施により中止となりましたが、今年度も改めて、**私道を除く清田区すべての生活道路**において、全額市負担による「生活道路除排雪の試験施工」を行い、除排雪作業の課題解決に向けた検証を行います。

生活道路の除排雪の課題

- ・物価高騰による地域支払額（費用負担）の増額
- ・町内会加入率の低下に伴う不公平感の増大
- ・除雪従事者の高齢化や、将来的に見込まれる担い手不足
- ・宅配や在宅介護サービスなどの利用増加に伴う、生活道路の役割や冬期道路環境に対する市民ニーズの変化

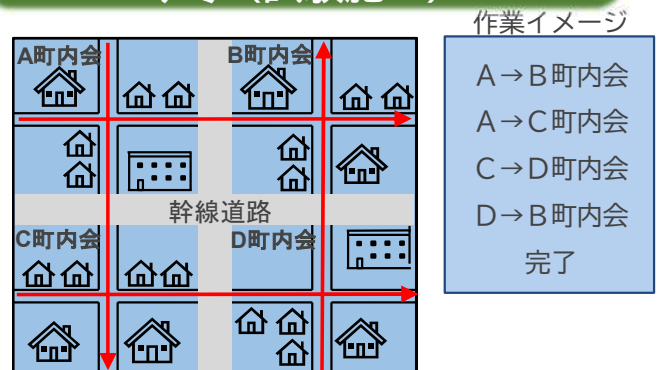


従来（パートナーシップ排雪）



- ・町内会などの申請団体ごとに排雪作業を実施
- ・地域支払額の負担あり

今冬（試験施工）



- ・道路ごとに排雪作業を実施（D町内会含む）
- ・地域支払額の負担なし

試験施工で想定される効果や影響

①除排雪作業の効率化

- ・町内会エリアに捉われず、除雪や道路状況などに応じて、効率的な作業ルートや作業時間（昼・夜）等を設定
- ・排雪量を抑制するため、道路脇に残す雪の量は多くなるが、通行に必要な一定程度の道路幅は確保

②シーズンを通した面的な冬期道路環境の確保

- ・パートナーシップ排雪を利用していなかった地域も対象に含めて、一定程度の通行環境を確保

③地域負担や不公平感の解消

- ・パートナーシップ排雪のような、地域支払額（費用負担）や申請手続きは不要

試験施工の詳細は、
12月の土木センター便りにも
掲載予定です



- ・**私道は試験施工の対象外**となるため、希望する場合は、パートナーシップ排雪制度をご利用いただけます。
- ・昨年度、私道のパートナーシップ排雪を申し込まれた団体様へは、11月頃に土木センターから案内及び申込用紙をお送りします。希望される場合は、期日までにお手続きください。
- ・昨年度申し込まれていない団体様で、私道のパートナーシップ排雪を希望される場合は、12月上旬までに事前に土木センターへご相談ください。

歩道にロードヒーティングを設置しているみなさま

届出はお忘れではありませんか？

以下の場合、廃止届や変更届の提出が必要です。
まずは、土木センターにご相談ください。

- ①歩道に占用しているロードヒーティングを今後使用する予定がない。
- ②占用者の住所や氏名等が変わった。
- ③ロードヒーティングを第三者に譲渡した。

継続申請の手続きのお知らせ

みなさまが現在設置されているロードヒーティングの占用期間は、令和8年度末までとなっています。

継続して占用する場合は、今後土木センターから届く通知によりお手続きください。

ハチの巣について

札幌市が管理する道路や公園にある場合…

札幌市が管理する道路や公園にハチの巣があり、刺される等の危険性が高い場合には、土木センターへご連絡ください。

私有地内にある場合…

私有地内にあるハチの巣については、ご自身での対応が必要です。専門業者に駆除を依頼したくても依頼先がわからない場合は、消毒業者団体「一般社団法人北海道ペストコントロール協会」で業者を紹介しています。（駆除は有料）

【一般社団法人北海道ペストコントロール協会（令和8年度電話番号）】

- ①6月～9月 : 011-792-1500
- ②10月～3月 : 011-826-5737



除雪ボランティア活動のための用具をお貸しします

札幌市では、市民・学校・企業等と行政の協働による除排雪を推進し、地域で行うボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸し出しを行っています。申し込み等については、土木センターまでお問い合わせください。

貸出条件

- 対象者：札幌市内の町内会、学校、企業、NPO法人などの団体
- 期間：貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）
- 用具：スノーダンプ、スコップ（金属・非金属）、そりなど
- 貸出料：無償（破損、紛失の際は補償いただく場合あり）

活動内容



主な貸出用具



編集・発行
札幌市清田区土木部維持管理課
（清田区土木センター）

〒004-8616 札幌市清田区平岡2条4丁目1番40号
TEL 888-2800 / FAX 884-6474
<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/>